処分の概要 公害防止統括者等の解任命令(騒音及び振動に係るものに限る。)	
法 令 名 根 拠 条 項	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 第10条
法令番号	昭和46年法律第107号

【根拠条文】

(公害防止統括者等の解任命令)

第10条 都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法若しくはダイオキシン類対策特別措置法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。

【基準】

昭和47年8月25日付け47保局第392号大蔵省大臣官房長・厚生省薬務局長・農林省農林経済局長・通商産業省公害保安局長・運輸省官房長から各都道府県知事あて「公害防止統括者の選任の届出等について」の「第2解任命令」に準じる。

- 1 公害防止統括者等が同法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、 湖沼水質保全特別措置法若しくはこれらの法律基づく命令の規定又はこれらの規定に相当 する鉱山保安法、ガス事業法、電気事業法若しくはこれらの法律に基づく命令の規定(以下 「公害関係法規」という)に違反した場合であって、次のすべてに該当する場合等公害防止の ために必要な場合は、特定事業者に対し、その解任を命ずることができる。
 - (1) 公害関係法規に対する違反の存在が客観的な事態に照らして明白であること。
 - (2) 違反の内容が排出基準を上回る排出を行ったこと等、公害防止上実質的な影響が生ずるものであること。
 - (3) 公害防止統括者等が公害関係法規の違反に実質的に関与していること。

備考

設 定 年 月 日 平成 28 年 4 月 1 日 **最終変更年月日** 年 月 日

処分の概要	要 地域脱炭素化促進事業計画の認定の取消し	
法 令 名 根 拠 条 項	地球温暖化対策の推進に関する法律 第22条の3第3項	
法令番号	平成10年法律第117号	

【根拠条文】

(地域脱炭素化促進事業計画の変更等)

第22条の3

- 3 計画策定市町村は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第3項の認定を取り消すことができる。
 - (1) 認定地域脱炭素化促進事業者が前条第3項の認定に係る地域脱炭素化促進事業計画 (第1項の規定による変更の認定又は前項の規定による変更の届出があったときは、その 変更後のもの。以下「認定地域脱炭素化促進事業計画」という。)に従って地域脱炭素化 促進事業を行っていないとき。
 - (2) 認定地域脱炭素化促進事業計画が前条第3項第1号から第3号までのいずれかに該当しないものとなったとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	令和 4 年 10 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	特定工場等に係る騒音防止方法の改善命令
法 令 名 根 拠 条 項	騒音規制法 第12条第2項
法令番号	昭和43年法律第98号

【根拠条文】

(改善勧告及び改善命令)

- 第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する騒音が規制 基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれると認めるとき は、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必 要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配置を 変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて、同条又は同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定施設の使用の方法若しくは配置の変更を命ずることができる。
- 3 前2項の規定は、第7条第1項の規定による届出をした者の当該届出に係る特定工場等については、同項に規定する指定地域となつた日又は同項に規定する特定施設となつた日から3年間は、適用しない。ただし、当該地域が指定地域となつた際又は当該施設が特定施設となった際その者に適用されている地方公共団体の条例の規定で第1項の規定に相当するものがあるとき、及びその者が第8条第1項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から30日を経過したときは、この限りでない。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日 平成 28 年 4 月 1	最終変更年月日	年	月 日
----------------------------	----------------	---	-----

処分の概要	特定建設作業に係る騒音防止方法の改善命令
法 令 名 根 拠 条 項	騒音規制法 第15条第2項
法令番号	昭和43年法律第98号

【根拠条文】

(改善勧告及び改善命令)

- 第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する騒音が昼間、夜間その他の時間の区分及び特定建設作業の作業時間等の区分並びに区域の区分ごとに環境大臣の定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、騒音の防止の方法の改善又は特定建設作業の作業時間の変更を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	特定工場等に係る振動防止方法の改善命令
法 令 名 根 拠 条 項	振動規制法 第12条第2項
法令番号	昭和51年法律第64号

【根拠条文】

(改善勧告及び改善命令)

- 第12条 市町村長は、指定地域内に設置されている特定工場等において発生する振動が規制 基準に適合しないことによりその特定工場等の周辺の生活環境が損なわれていると認める ときは、当該特定工場等を設置している者に対し、期限を定めて、その事態を除去するため に必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定施設の使用の方法若しくは配 置を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市町村長は、第9条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定施設を設置 しているとき、又は前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を 定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	特定建設作業に係る振動防止方法の改善命令
法 令 名根 拠条項	振動規制法 第15条第2項
法令番号	昭和51年法律第64号

【根拠条文】

(改善勧告及び改善命令)

- 第15条 市町村長は、指定地域内において行われる特定建設作業に伴つて発生する振動が環境省令で定める基準に適合しないことによりその特定建設作業の場所の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、当該建設工事を施工する者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、振動の防止の方法を改善し、又は特定建設作業の作業時間を変更すべきことを勧告することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないで特定建設作業を行っているときは、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	事業場における悪臭物質排出減少措置の実施命令
法令名根拠条項	悪臭防止法 第8条第2項
法令番号	昭和46年法律第91号

【根拠条文】

(改善勧告及び改善命令)

- 第8条 市町村長は、規制地域内の事業場における事業活動に伴つて発生する悪臭原因物の排出が規制基準に適合しない場合において、その不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれていると認めるときは、当該事業場を設置している者に対し、相当の期限を定めて、その事態を除去するために必要な限度において、悪臭原因物を発生させている施設の運用の改善、悪臭原因物の排出防止設備の改良その他悪臭原因物の排出を減少させるための措置を執るべきことを勧告することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

処分の概要	感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収	
法令名根拠条項	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 第3条	
法令番号	令和2年政令第11号	

【根拠条文】

【基準】

準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条第1項の規定に よる。

(費用の徴収)

第63条 市町村長は、第27条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。

設定年月日	令和 2 年 10 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収
法 令 名 根 拠 条 項	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 第3条
法令番号	令和2年政令第11号

【根拠条文】

【基準】

準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条第2項の規定に よる。

(費用の徴収)

第63条

2 市町村長は、第28条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症 又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除さ せた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該ねずみ族、昆虫等が 存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した 実費を徴収することができる。

設定年月日	令和 2 年 10 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	物件に係る措置の実費徴収
法 令 名 根 拠 条 項	新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令 第3条
法令番号	令和2年政令第11号

【根拠条文】

【基準】

準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第63条第3項の規定に よる。

(費用の徴収)

第63条

3 市町村長は、第29条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、 四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いが ある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施され た場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費 を徴収することができる。

設定年月日	令和 2 年 10 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	給水停止命令(法第48条の2第1項における読替え)
法 令 名 根 拠 条 項	水道法 第37条
法令番号	昭和32年法律第177号

【根拠条文】

(給水停止命令)

第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

処分の概要	一般廃棄物収集運搬業の停止命令
法 令 名 根 拠 条 項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条の3
法令番号	昭和45年法律第137号

【根拠条文】

(事業の停止)

- 第7条の3 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいず れかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができ る。
 - (1) この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為(以下「違反行為」という。) をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
 - (2) その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第7条第5項第3号又は第10項第3号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
 - (3) 第7条第11項(前条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

【共通担当部署】

市民生活部 環境課

市民生活部 環境施設課

設 定 年 月 日 平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日
----------------------------------	---------	-----------------

処分の概要	事業の廃止等についての措置命令
法 令 名根 拠条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第19条の10第1項において準用する第19 条の4第1項
法令番号	昭和45年法律第137号

【根拠条文】

(事業の廃止等についての措置命令の規定の準用)

- 第19条の10 第19条の4の規定は、次の各号に掲げる者が一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に適合しない一般廃棄物(当該各号に定める事項に係るものに限る。)の保管を行つていると認められるときについて準用する。この場合において、同条第1項中「前条第3号に掲げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。」とあるのは「第9条の10第1項の認定を受けた者については、環境大臣」と、「期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)」とあるのは「一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準)に従つて当該一般廃棄物の保管をすることその他必要な措置」と読み替えるものとする。
 - (1) 第7条第2項又は第7項の更新を受けなかつた者 当該更新を受けなかつた許可
 - (2) 第7条の2第3項の規定による届出をした者 当該届出
 - (3) 第7条の4の規定により第7条第1項又は第6項の許可を取り消された者 当該取り消された許可
 - (4) 第9条の8第1項、第9条の9第1項又は第9条の10第1項の認定に係る事業の全部又は一部 を廃止した者 当該認定
 - (5) 第9条の8第9項、第9条の9第10項又は第9条の10第7項の規定により第9条の8第1項、第 9条の9第1項又は第9条の10第1項の認定を取り消された者 当該取り消された認定
 - (6) 第7条第1項又は第6項の許可を受けないで一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行つた者(同条第1項ただし書又は第6項ただし書に該当する者を除く。) 当該許可を受けないで業として行つた収集若しくは運搬又は処分

【基準】

根拠条文及び準用する第19条の4第1項の規定による。 (措置命令)

第19条の4 一般廃棄物処理基準(特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理 基準)に適合しない一般廃棄物の収集、運搬又は処分が行われた場合において、生活環境の 保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、市町村長(前条第3号に掲 げる場合にあつては、環境大臣。第19条の7において同じ。)は、必要な限度において、当該 収集、運搬又は処分を行つた者(第6条の2第1項の規定により当該収集、運搬又は処分を行つ た市町村を除くものとし、同条第6項若しくは第7項又は第7条第14項の規定に違反する委託 により当該収集、運搬又は処分が行われたときは、当該委託をした者を含む。次条第1項及 び第19条の7において「処分者等」という。)に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発 生の防止のために必要な措置(以下「支障の除去等の措置」という。)を講ずべきことを命ず ることができる。

備考

【共通担当部署】

市民生活部 環境課

市民生活部 環境施設課

設 定 年 月 日 平成 30 年 4 月 1 日 **最終変更年月日**

平成30年4月1日

処分の概要	浄化槽設置計画の変更命令等
法 令 名根 拠条項	浄化槽法 第5条第3項
法令番号	昭和58年法律第43号

【根拠条文】

(設置等の届出、勧告及び変更命令)

第5条

3 特定行政庁は、第1項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	浄化槽の清掃について必要な指示
法令名根拠条項	浄化槽法 第41条第1項
法令番号	昭和58年法律第43号

【根拠条文】

(指示、許可の取消し、事業の停止等)

第41条 市町村長は、浄化槽の清掃について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽清掃業者に対し、必要な指示をすることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	浄化槽清掃業の許可の取消し等
法 令 名根 拠条項	浄化槽法 第41条第2項
法令番号	昭和58年法律第43号

【根拠条文】

(指示、許可の取消し、事業の停止等)

第41条

- 2 市町村長は、浄化槽清掃業者の事業の用に供する施設若しくは浄化槽清掃業者の能力が第 36条第1号の基準に適合しなくなつたとき、又は浄化槽清掃業者が次の各号の一に該当する ときは、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の 停止を命ずることができる。
 - (1) 第12条第2項の命令に違反したとき。
 - (2) 不正の手段により第35条第1項の許可を受けたとき。
 - (3) 第36条第2号イ、ハ又はホからヌまでのいずれかに該当することとなつたとき。
 - (4) 第37条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - (5) 前項の指示に従わず、情状特に重いとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

設 定 年 月 日 平成 28 年 4 月 1 日 最終変更年月日 年 月 目

処分の概要	転換計画の認定の取消し
法令番号	昭和50年厚生省令第37号

【根拠条文】

(転換計画の認定等)

第5条

5 市町村長は、法第7条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る転換計画(第3項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後の転換計画)に従つて事業の転換を実施していないと認めるとき又は法第4条第1項の規定による合理化事業計画の変更により当該転換計画が当該合理化事業計画に適合しなくなつた場合において、当該認定を受けた者が転換計画について第3項の認定を受けなかつたときは、その認定を取り消すことができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日

処分の概要 墓地等の許可取消し、使用禁止等	
法 令 名 根 拠 条 項	墓地、埋葬等に関する法律 第19条
法令番号	昭和23年法律第48号

【根拠条文】

第19条 都道府県知事は、公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要があると認めるときは、 墓地、納骨堂若しくは火葬場の施設の整備改善、又はその全部若しくは一部の使用の制限若 しくは禁止を命じ、又は第10条の規定による許可を取り消すことができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要 感染症の病原体に汚染された場所の消毒の実費徴収			
法 令 名 根 拠 条 項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第63条第1項		
法令番号	平成10年法律第114号		

【根拠条文】

(費用の徴収)

第63条 市町村長は、第27条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症に係る死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いがある場所を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者若しくはその代理をする者から消毒に要した実費を徴収することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収
法 令 名 根 拠 条 項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第63条第2項
法令番号	平成10年法律第114号

【根拠条文】

(費用の徴収)

第63条

2 市町村長は、第28条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症 又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除さ せた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該ねずみ族、昆虫等が 存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した 実費を徴収することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要 物件に係る措置の実費徴収	
法 令 名 根 拠 条 項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第63条第3項
法令番号	平成10年法律第114号

【根拠条文】

(費用の徴収)

第63条

3 市町村長は、第29条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、 四類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いが ある飲食物、衣類、寝具その他の物件を消毒させた場合(第50条第1項の規定により実施され た場合を含む。)は、当該飲食物、衣類、寝具その他の物件の所持者から消毒に要した実費 を徴収することができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 28 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	設置後等の水質検査についての措置命令
法令名根拠条項	浄化槽法 第7条の2第3項
法令番号	昭和58年法律第43号

【根拠条文】

(設置後等の水質検査についての勧告及び命令等)

第7条の2

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、 その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	浄化槽の使用停止命令等
法 令 名 根 拠 条 項	浄化槽法 第12条第2項
法令番号	昭和58年法律第43号

【根拠条文】

(保守点検又は清掃についての改善命令等)

第12条

2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従って浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、10日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	

処分の概要	定期検査についての措置命令
法 令 名 根 拠 条 項	浄化槽法 第12条の2第3項
法令番号	昭和58年法律第43号

【根拠条文】

(定期検査についての勧告及び命令等)

第12条の2

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

【基準】

根拠条文に同じ。

設定年月日	平成 28 年 6 月 28 日	最終変更年月日	年	月	日	